

## クーリングオフ

### 必ず書面で通知を

(2015年3月3日掲載原稿)

クーリングオフ。よく聞く言葉ですが、内容をご存じでしょうか。あらためて確認してみましょう。

クーリングオフは、特定商取引法などに定められた消費者を守る特別な制度です。消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクの高い取引で契約した場合、一定期間であれば無条件で一方向的に契約を解除できます。

特定商取引法におけるクーリングオフができる取引と期間は「訪問販売」「電話勧誘販売」「特定継続的役務提供（エステ、語学教室、家庭教師など）」「訪問購入（業者が消費者の自宅を訪ねて商品の買い取りを行うもの）」が8日間。「連鎖販売取引（マルチ商法）」「業務提供誘引販売取引（内職商法など）」が20日間です。

クーリングオフ期間は申込書、または契約書のいずれか早い方を受け取った日から計算します。書面を受け取っていない、また書面の記載内容に不備があるとき、所定期間を過ぎていてもクーリングオフできる場合があります。

なお「通信販売」や「インターネットなどの電気通信サービス」、「店舗購入」にはクーリングオフ制度はありません。「訪問販売」や「電話勧誘販売」でも3千円未満の現金取引や、使用してしまった消耗品は対象外。注意が必要です。

クーリングオフは必ず書面で通知します。はがきに必要事項を書き、両面のコピーを取った上で記録に残るように、「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付の記録は5年間保管します。

クレジット払いの場合は信販会社にも同時に通知を出すことが必要です。分からないときはセンターに相談してください。